

草加市いきいき消費生活条例

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 消費者の権利支援（第10条－第19条）

第3章 消費生活審議会（第20条－第28条）

第4章 調査、指導、勧告等（第29条－第35条）

附則

第1章 総則

第1条 目的

（目的）

第1条 この条例は、市民の消費者としての権利の尊重及びその自立の支援をするため、消費者の権利並びに市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、市の実施する施策の基本的な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものである。

【解釈】

- 1 これまでの消費者施策は、事業者をさまざまな法令等に基づき規制するという手法を中心に展開されてきた。そこで消費者は、一般的に行政に保護される者として受動的に捉えられてきた。

近年の規制緩和により、市場メカニズムの活用が進み、消費者は主体的に自分らしい生き方で行動し、自由で多様な選択を行うことが可能となってきた。このようななか、消費者は事業者間において自由で活発な競争を行い、市場の公正性・透明性のもと、自立した主体として市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するように行動する必要がある。同時に、行政は消費者が自立できるよう支援し、そのための施策を講ずることと

する。

- 2 これまで消費者施策の基本的な考え方は、相対的に強い事業者の活動に一定の規制を加えながら、弱い立場の消費者に対して情報提供、消費者教育、苦情処理等の支援を行うことで消費者の利益を確保しようというものであった。近年の国際化、高度情報化の進展は、新しい商品やサービスを生み、消費者トラブルも多様化・複雑化していることから、従来の事前規制による行政手法だけでは困難になっている。このため、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引をするためのルールづくりを進めるとともに、悪質な事業者の監視・取締りや被害を受けた消費者を救済する制度の充実等という事後チェックの強化が必要となる。
- 3 以上の視点から、平成16年6月国は消費者保護基本法を消費者基本法として改正施行し、平成17年7月に県は埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の改正を図ったところである。本市においても、消費者の保護から消費者の権利を明記することで、市民、事業者、市はともどもこれを尊重し、併せて市民は自立した消費者を目指すよう規定するものである。

第2条第1号 商品

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「商品」の用語を定義したものである。

【解釈】

「商品」とは、事業者が消費者に対して販売する消費生活に用いる物品等であって、動産・不動産及び支払方法、契約の締結の方法、書面の交付の有無等を問わない。

第2条第2号 サービス

(2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので商品以外のものをいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「サービス」の用語を定義したものである。

【解釈】

- 1 「サービス」とは、契約に基づき事業者が消費者に対して行う役務や権利などの提供等であって、その提供場所及び支払方法、契約の締結の方法、書面の交付の有無等は問わない。具体的には、物品等の貸与、清掃又は除去、取り付け又は設置、取り外し又は撤去、修繕又は改良、代行、施術、紹介、教授などがある。
- 2 医療行為については、医師免許を有した者が医業である診断や施術等を行うものであり、消費者との契約に基づいて行うものではないため、ここでいう「サービス」には該当しない。ただし、美容医療は自由診療であり、緊急性がなく、患者の主観的な意図から契約し、施術を行うものであることから、「サービス」に該当する。

第2条第3号 消費者

(3) 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「消費者」の用語を定義したものである。

【解釈】

「消費者」とは、市民のうち消費生活を営むすべての人をいい、年齢や性別等を問わない。本条例は消費者基本法を基にしているため、消費者と事業者との取引を対象とし、原則として事業者間取引及び個人間取引については適用しない。近年、個人事業者を狙った悪質な販売行為等が増加しており、またインターネット等を利用した個人間取引が増加している。このことから、表面上が事業者間取引であっても実態が営業としての契約といえないもの、また個人間取引であっても相手側が事実上営業としての契約であるものは、その一方を消費者として取り扱う。

第2条第4号 事業者

(4) 事業者 消費者に対して消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「事業者」の用語を定義したものである。

【解釈】

- 1 「事業者」とは、消費者に対して消費生活に用いる商品やサービスの製造、販売、提供などを生業とする者のことである。事業者は、市内のみならず、原則として日本国内に存在する者を対象とする。海外旅行やインターネット、カタログ等による個人輸入であっても国内の事業者が代行するものについては、対象とする。
- 2 「業として行う」とは、営利の意思をもって反復継続して取引を行うことをいう。特定商取引に関する法律では、販売又は役務の提供を生業にしていれば、個人であっても「事業者」とみなす。また、いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）においては、1年以上会員であれば事業者とみなす。その他、経済産業省はインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインにおいて事業者と個人との概ねの区分を明示しており、判断においてはこれらを準用する。

第2条第5号 消費者団体

(5) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため自主的に組織する団体をいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「消費者団体」の用語を定義したものである。

【解釈】

「消費者団体」とは、消費者が消費生活の向上及び安定のために、政治、宗教及び営利を目的とせず、市内に在住、在勤及び在学する概ね10人以上の消費者により、継続的かつ自主的に組織する団体のことである。

第2条第6号 取引

- (6) 取引 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「取引」の用語を定義したものである。

【解釈】

「取引」とは、事業者が消費者に対して、契約を締結するように勧誘し、又は契約を締結する等その他これらに類する行為のことである。「契約締結についての勧誘」とは、事業者が消費者に直接面談して勧誘するものだけでなく、電話、インターネット等の通信手段や広告など手段を問わないこととする。したがって、「取引」とは書面の交付や支払の有無を問うものではない。

第3条 消費者の権利

(消費者の権利)

第3条 第1条に規定する目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- (1) 商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されない権利
- (2) 商品及びサービス（以下「商品等」という。）について適正な表示を求める権利
- (3) 適正な取引環境の下で取引を行う権利
- (4) 取引により不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- (5) 消費生活に必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利
- (6) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適正に反映される権利
- (7) 自立して消費生活を営むために必要な学習の機会が提供される権利

【趣旨】

本条は、消費者の権利について定めたものである。

【解釈】

- 1 改正された消費者基本法においては、①安全の確保、②選択の機会の確保、③必要な情報の提供、④教育の機会の確保、⑤意見の反映、⑥被害の救済を消費者の権利としている。また、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例では、①安全の確保、②選択の機会の確保、③自由な取引を受ける権利、④被害の救済、⑤情報を与えられる権利、⑥意見を聴かれる権利、⑦消費者学習を受ける権利を消費者の権利として位置づけた。本市においても、条例第1条で消費者の権利を明記したことを受け、本条において具体的にこれを列記することで施策に反映させるとともに、市民である消費者の自立を図るよう支援するものである。

〈第1号〉

- 2 「商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されない権利」とは、消費者が事業者との取引により得た商品等について安全が確保される権利のことである。

〈第2号〉

- 3 「商品及びサービスについて適正な表示を求める権利」とは、消費者が商品やサービスの選択にあたり、適正でわかりやすい表示が行われ、自由な選択の機会が確保される権利のことである。

〈第3号〉

- 4 「適正な取引環境の下で取引を行う権利」とは、消費者が不当な取引から保護され、不当な条件を強制されず自由に取引を行う権利のことである。

〈第4号〉

- 5 「取引により不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利」とは、消費者が取引に伴って事業者から受けた不当な「被害の救済」を求める権利のことである。

〈第5号〉

- 6 「消費生活に必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利」とは、消費者が健全な消費生活を送るにあたり、必要な情報を適正に提供される権利のことである。

〈第6号〉

- 7 「消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適正に反映される権利」とは、消費者が市や事業者に対して消費生活に関する意見を述べることができ、市や事業者は正当な理由なくそれらの意見の聴取を拒否できず、市の施策や事業者の活動に消費者の意

見が適正に反映される権利のことである。

〈第7号〉

- 8 「自立して消費生活を営むために必要な学習の機会が提供される権利」とは、消費者が学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じ、またその必要に応じて、消費者学習を受ける権利のことである。

第4条 消費者の役割

(消費者の役割)

第4条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活について必要な知識を習得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図る等自主的かつ合理的に行動するよう努め、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たさなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、消費者の役割について定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 第1条で「権利の尊重とその自立を支援する」ことを明記し、前条で具体的に消費者の権利について列記したが、国際消費者機構は消費者の権利だけでなく、消費者の責任を提唱している。そこで、本条例においても積極的に自ら責任ある消費者として行動するよう役割を明記するものである。

〈第2項〉

- 2 消費生活はくらし全般にかかわることから、消費者は消費生活の面から環境保全への配慮、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努力規定を設けるものである。

第5条 事業者の責務

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を考慮し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 商品等を提供するに当たって、消費者の安全を確保すること。
- (2) 商品等の品質の向上を図り、商品等を適正な価格で提供し、及び公正な取引を行うこと。
- (3) 消費者との取引に際して、商品等の選択に必要な情報を消費者に提供し、並びに消費者の知識及び財産の状況等に配慮し、公正かつ自由な競争に努めること。
- (4) この条例及びその他関係法令を遵守するとともに、苦情処理体制の整備を図り、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。
- (5) 本市の実施する施策に協力すること。

2 事業者は、その提供する商品等に関して環境の保全に配慮するとともに、その事業活動について消費者の意見を反映させて、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務について定めたものである。

【解釈】

〈第1項第1号〉

- 1 事業者の責務として、提供する商品等について安全の確保を規定するものである。

〈第1項第2号〉

- 2 事業者は、商品等の品質の向上を図り、商品等を適正な価格で提供することにより、消費者との取引の公正を確保する責務を有するとするものである。

〈第1項第3号〉

- 3 事業者の責務として、消費者の権利を尊重し、消費者と事業者の情報格差に配慮しながら情報を積極的に提供することを明記するものである。事業者は、商品等についての情報はもちろん、事業者自身についての情報についても積極的な情報開示に努めるもの

とする。これにより、事業者に対し消費者の特性に配慮し、公正かつ自由な取引条件に基づく契約の締結を求めるものである。

〈第1項第4号〉

- 4 事業者は、消費者との取引において、事業者自身が法令を遵守する行動基準を持つことはもちろん、これを遵守する組織体制・社員教育体制等を整備し、さらに苦情専門の担当部門を置くなど円滑な苦情処理を行うよう求めるものである。これにより、消費者への信頼を確保しようとするものである。なお、法令については、消費者関連法、個人情報保護法及び県条例のほか、事業者団体等によるガイドラインなどがある。

〈第1項第5号〉

- 5 「市の実施する施策」とは、この条例に定める事業者への要請、事業者の責務、指導のほか、市が消費者の権利を実現するために行う施策のことである。

〈第2項〉

- 6 事業者は、環境問題に配慮し、商品等に関して環境の保全を図るようにするとともに、事業活動に対して消費者の意見が反映されるよう求めるものである。

第6条 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の権利の尊重とその自立支援に関する必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 施策の策定及び実施に当たっては、消費者、事業者等の意見及び提案を反映するよう努めること。
- (3) 消費者の自主的な組織の支援に努めること。

【趣旨】

本条は、市の責務について定めたものである。

【解釈】

〈第1号〉

- 1 市は、消費者の権利の実現に向け、これを確保するためのさまざまな施策を講じる責務があることを明記するものである。
- 2 消費者と事業者との格差を考慮に入れ、消費者の権利を実現し、消費者の自立を支援するため積極的な施策を講ずることを市の責務とする。

〈第2号〉

- 3 商品やサービス、取引方法などが広範囲に渡っていることから、市は、消費者施策の策定や実施にあたっては、消費者や事業者等の意見や提案を反映するように努めるものである。この意見収集の場として、消費生活審議会などがある。

〈第3号〉

- 4 市は、複数の消費者が組織的に消費生活の安定・向上を図り、情報の収集・提供、意見の表明、啓発・教育、被害の防止・救済等を行うため、消費者団体の設立を勧めるとともに、これらを自主的に実施する消費者団体が円滑に運営できるよう支援を行うことを明記するものである。支援には必要な情報提供、専門家の派遣や財政的な支援などがある。

第7条 消費者団体の役割

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、第1条に規定する目的を達成するため、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

- 2 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進できるよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、消費者団体の役割について定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集などを通じて、安全・公正な取引の実現に向けて市場を監視し、消費者の権利の実現を支援するため、自主的・自発的に取り組み、健全な活動に努めるものとする。
- 2 個人だけで消費者の権利を実現することが困難な社会環境が広がっていることから、消費者団体として組織的な行動をとることで、意見の表明や啓発教育、被害の防止や救済などを実施し、なお一層の消費者の権利の実現が望まれるものである。
〈第2項〉
- 3 市は、消費者団体がその役割を自主的に果たせるようにするため、必要な情報提供、専門家の派遣や財政的な支援など必要な支援策を講ずることを明記するものである。

第8条 環境への配慮

(環境への配慮)

第8条 市は、消費生活が環境の保全に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、消費生活における環境への配慮について定めたものである。

【解釈】

市は、環境への配慮として、環境への負荷が少ない商品の購入やリサイクルの推進などについて、知識の普及や情報提供などを進めることとする。併せて、消費者には環境に配慮した消費生活を展開するグリーンコンシューマについても啓発を進めるものである。

第9条 消費者教育の推進

(消費者教育の推進)

第9条 市は、消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるように、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費生活に

関する教育の充実を図るため、必要な施策を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、消費者教育の推進について定めたものである。

【解釈】

- 1 消費者が自立した消費者として主体的かつ能動的に行動できるようにするため、消費者教育の重要性が望まれることから規定したものである。対象は、学校のみならず、地域、職場、家庭などにおいて、幅広い年齢層を対象に年齢に応じた消費者教育を充実させることが必要なため、市が必要な施策を講ずるよう明記するものである。なお、消費者教育は消費者基本法第2条に消費者の権利として明記されているとともに、同法第17条においては、国及び地方公共団体が消費生活に関する教育を充実することが明記されていることから、これを補完する意味で明記するものである。
- 2 国においては内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会が設置され、県においては埼玉県消費者教育連絡協議会が設置されたところである。本市においても、同様の連絡協議会の設置を進め、連携の強化を図る。

第2章 消費者の権利支援

第10条 安全性の確保

(安全性の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を侵し、又は侵すおそれのある商品等を提供してはならない。

2 事業者は、商品等について危害の防止、品質等の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その商品等が危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその危険商品等の公表、回収、改善その他安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、商品等の安全性を確保することについて定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 第3条第1号で消費者の権利として消費者の安全に関する権利を規定しており、また、第5条第1号で消費者への安全確保を事業者の責務としていることから、本条においてそれらを具体的に明記するものである。

〈第2項〉

- 2 事業者は、消費者の安全を確保をするために、必要な措置を講じなければならないこととする。なお、法的には、食品は食品衛生法及び食品安全関連5法において、生活用品関連では、消費生活用製品安全法、液化製油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法等により事業者が商品等について安全を確保するよう規定されている。さらに製造者は、製造物責任法（PL法）で製品欠陥により生命、身体又は財産に損害を与えたことが証明された場合、損害賠償を求められることになる。

〈第3項〉

- 3 事業者は、販売する商品等に関して、随時消費者からクレーム等を直接受けており、その中には、消費者の安全に関する情報も含まれている。そのため、事業者は、消費者から得た安全に関する情報を、製造者、消費者及び行政に対して速やかに提供する義務がある。なお、消費生活用製品安全法が改正され、製造者、輸入者及び販売者は、消費者に重大製品事故が発生したことを知ったとき、知った日から10日以内に経済産業大臣へ報告する義務を有することとされた。

第11条 表示の適正化

（表示の適正化）

第11条 事業者は、消費者が商品等の購入又は使用に際し、その内容等を誤認することを防止するため、当該商品等の品質、供給単位、単位価格、量目、価格、製造年月日、取扱方法、取引方法等その他必要な事項を、見やすい場所に適正に表示するよう努めなければならない。

- | |
|---|
| 2 市長は、必要のあるときは、表示に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。 |
|---|

【趣旨】

本条は、商品等について表示の適正化を定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 消費者が購入するかどうかの判断を適正に行うため、また誤った使用による事故を防止するため、事業者が適正な表示をすることを明記するものである。
- 2 家庭用品90品目については家庭用品品質表示法で、すべての生鮮食品及び加工食品55品目並びに遺伝子組み換え食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）で、表示方法やその内容について規定されている。本項では商品等全般についてこれらの法律を補完するため表示の適正化について規定するものである。

〈第2項〉

- 3 市長は、重大な違反が多発するなど、上記以外で必要のあるときは、適正な表示方法や内容等について規定できることとする。

第12条 計量の適正化

（計量の適正化）

第12条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

- | |
|---|
| 2 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。 |
|---|

【趣旨】

本条は、適正な計量について定めたものである。

【解釈】

〈第１項〉

- 1 事業者は、取引及び証明に計量器を使用する場合、計量法第１０条に基づき適正な計量を行う努力義務がある。この規定を受け、本項は消費者の不利益となる計量を禁止するものである。

〈第２項〉

- 2 市長は、適正な計量による販売を行わない事業者に対して、計量法第１０条第２項及び第３項により、指導、勧告、公表を行うとともに、計量の安全を担保するため、性能及び器差に係る検査を定期的実施するなど、適正な計量に関する必要な施策を講じることとする。

第１３条 包装等の適正化

（包装等の適正化）

- 第１３条 事業者は、商品等の内容を誇張し、又は廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装及び容器の使用をしないよう努めなければならない。
- 2 市長は、必要のあるときは、商品の包装及び容器に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

【趣旨】

本条は、包装等の適正化について定めたものである。

【解釈】

〈第１項〉

- 1 包装は、消費生活の利便向上等に重要な役割を果たしているが、包装の役割・効用と包装コストが調和していない過剰包装が存在している。過剰包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）により禁止されており、環境にも負荷を課していることから、事業者に適正な包装を求めるものである。
- 2 贈答品等は、立派な包装であるべきという慣行や意識を消費者・事業者相互で持っている。消費者は、包装に求める役割を適正にし、グリーンコンシューマの側面から手提げバッグを利用するなど包装の適正化に寄与する必要がある。事業者は、包装コストを

正確に認識し、内容物を破損させないなど、本来の包装の役割を損なわない程度の最小限の効率的な包装に努めることとする。

〈第2項〉

- 3 市長は、重大な違反が多発するなど、必要のあるときは、包装及び容器について事業者が守るべきことを規定できることとしたものである。

第14条 保証、修理等の徹底等

(保証、修理等の徹底等)

第14条 事業者は、商品等について消費者に提供後の保証、修理、回収等（以下「保証、修理等」という。）の内容を明示するとともに、その徹底を責務とする。

- 2 市長は、必要のあるときは、保証、修理等に関し事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

【趣旨】

本条は、事業者による保証、修理等の徹底等を定めたものである。

【解釈】

- 1 保証、修理等は、事業者が販売した商品等について、消費者に一定期間提供するものであり、事業者による商品等に対する責任を果たす意味からその期間の保証、修理、回収等の徹底を求めるものである。なお、苦情の処理は、事業者が販売した商品等について負う責務の一つであり、徹底が望まれる。

〈第2項〉

- 2 市長は、重大な違反が多発するなど、必要のあるときは、保証、修理等について事業者が遵守すべき基準を設けることができることとしたものである。

第15条 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第15条 事業者は、消費者と取引を行う場合は、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

【趣旨】

本条は、不当な取引行為の禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 事業者に対して不当な取引について具体的な行為態様を指定し、これらを典型として市長が不当な取引を禁止するものである。
- 2 市長は、これらの不当な取引が明らかに実施され、又は実施した可能性がある場合、第31条から第33条に基づき、当該事業者に対して立入調査、勧告、事実の公表を行うことになる。

第15条第1号 不当な勧誘の禁止

- (1) 次に掲げる不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- ア 取引の意図を隠して接近し、又は取引に関して重要な情報を提供しないこと。
- イ 誤解を生じさせるおそれのある情報を提供すること。
- ウ 長時間にわたって執ように取引をするよう勧誘すること。
- エ 心理的不安に陥れて取引を勧誘すること。
- オ 電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信すること。

【趣旨】

本号は、不当な勧誘行為等の禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 事業者による不当な勧誘行為を禁止し、これによる契約の勧誘及び契約の締結を不当取引行為とみなすものである。これらについては、特定商取引法の禁止行為として指定されているものでもある。

〈第1号ア〉

- 2 「取引の意図を隠して」とは、訪問や電話、路上を問わず営業所等以外で商品等の販

売などを勧誘し、又は営業所等以外の場所において呼び止めて同行させるときに、勧誘が目的であることをまず明示しないことである。事業者は、勧誘に先立ち、販売者又は役務提供事業者の氏名又は名称、当該勧誘に係る商品又は役務等について明らかにする必要がある。消費者が販売目的を隠して勧誘されることは、なし崩し的な勧誘となることが多い。事業者からの勧誘を受けるか否かの自由な判断を行う最初の重要な機会であることから、消費者が冷静に判断できるようにするためでもある。

- 3 「重要な情報を提供しない」とは、事業者が商品の性能など重要な事実を提供しないことや事実と異なる説明をすることである。これにより消費者に契約の判断を故意に誤らせることでもある。具体的には、① 商品等の価値を判断する商品の種類、性能、品質、権利又は役務の種類、内容等、② 取引条件に関する販売価格や役務の対価、支払時期や方法、商品等の引き渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務提供時期などである。

〈第1号イ〉

- 4 「誤解を生じさせるおそれのある情報」とは、虚偽の情報ではないが、当該情報により、消費者が商品等の内容について誤解し、消費者の適正な判断を妨げる情報をいう。

〈第1号ウ〉

- 4 「長時間にわたって執ように」とは、消費者の自宅、店舗その他の場所で、長時間にわたり勧誘されることである。長時間にわたる勧誘は、不実告知や威迫困惑による勧誘が行われなくとも、冷静な判断ができずに不本意な契約を結んでしまうことになることから不当な取引とするものである。

〈第1号エ〉

- 5 「心理的不安に陥れて」とは、事業者が虚偽や威圧的な言動により消費者の契約を迫ることである。威圧的・暴力的な言動のみならず、虚偽の説明や不慣れな法令用語等により消費者が不安に陥ることもありうる。心理的な不安をあおることで、消費者が冷静な判断ができずに不本意な契約を締結してしまうことになることを防止するものである。

〈第1号オ〉

- 6 「電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信する」とは、電子メール等による一方的な商業広告の送りつけ、いわゆる迷惑メールの送信を禁止するものである。消費者の請求等に基づいて送信される広告メール並びに「未承諾広告」と表記し、事業者及び送信者の氏名又は名称並びに受信拒否通知（アウトプット）を受けるための

電子メールアドレスが明記されたものについては適用しない。ただし、受信拒否通知を受けた事業者及び送信者が、通知をした者に対して広告メールを送ることは本号を適用する。

第15条第2号 不当な契約締結の禁止

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

【趣旨】

本号は、事業者による不当な契約の禁止を定めたものである。

【解釈】

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を利用し、又は消費者の弱みにつけ込み、消費者に著しく不利益となる契約を行った場合、これを不当な契約とみなし、禁止するものである。クーリング・オフ対象商品にもかかわらず、できないと契約書に記載するなど、事業者が当然負うべき責任を免除したり、消費者に高額な損害賠償金を定める契約などが想定される。

第15条第3号 不当な契約履行要求の禁止

(3) 契約に基づく債務の履行を不当に要求し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

【趣旨】

本号は、不当な債務履行の要求、債務の不履行、債務の遅延の禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 「債務の履行を不当に要求する」とは、法定利息を超える債務等不当な債務の履行を要求することをいい、これらを不当な取引行為として禁止するものである。
- 2 「債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる」とは、事業者と消費者との間において締結した契約について、正当な理由もなく商品等を引き渡さないことや役務を履行しないことなど、事業者による債務の不履行や遅延のことである。

第15条第4号 取消妨害の禁止

- (4) 消費者の正当な理由に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消し（以下「取消等」という。）について、次に掲げる行為
- ア 取消等を妨げる行為
 - イ 取消等によって生じる債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
 - ウ 契約が取消等になったにもかかわらず、再度取引を勧誘する行為

【趣旨】

本号は、消費者の正当な契約の解除権の行使にあたり、事業者による妨害禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 「契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消し」とは、法又は契約により解除権を有している場合や双方が合意した場合、クーリング・オフ制度による場合、契約履行不能となった場合等正当な解除権又は取消権の行使をいう。

〈第4号ア〉

- 2 「取消等を妨げる行為」とは、消費者が正当な根拠に基づき申し出た取消等を事業者が妨害する行為である。具体的には、事業者がクーリング・オフ等による契約の撤回などの申出を不当に拒否し、契約の成立・存続を強要すること、又は消費者の行った取消等を撤回するよう事業者が消費者を説諭し、若しくは強要して、取消等を妨害する行為を禁止するものである。

〈第4号イ〉

- 3 「取消等によって生じる債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為」とは、契約が取消等により無効となった場合、事業者が「不当利得」となった債務を返還することを拒否したり、正当な理由なく返還を遅延することである。

〈第4号ウ〉

- 4 「契約が取消等になったにもかかわらず、再度取引を勧誘する」とは、一度取消等を認め、改めて新規に同種の契約を同一消費者に対し勧誘することであり、これを禁止するものである。事業者は一度勧誘した消費者の個人情報等を保有していることから、容

易に再勧誘が可能である。一方、消費者は、契約解除をした事業者との交渉を希望しないことが多い。このような状況に配慮し、契約取消し後の再勧誘を禁止するものである。

第15条第5号 不当な貸付等の禁止

(5) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約行為について、次に掲げる行為

ア 不当な契約の締結を勧誘し、又は締結させる行為

イ 不当な手段で債務の履行を迫り、又は履行させる行為

ウ 明らかに消費者の所得に見合わない契約を複数回にわたって締結させる行為

【趣旨】

本号は、不当な貸付けや信用の供与をする契約行為の禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 「購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約行為」とは、消費者が「自分自身への信用」を担保として、契約に伴い将来現金支払いできることである。商品やサービス、金銭等の取引を行う場合、一般的にその代金決済は現金によりその場で行われるが、消費者信用により、その代金決済より先に商品やサービスの入手や金銭の借入れを契約することができる。本号は、このような契約についての不当な取引を規定するものである。

〈第5号ア〉

- 2 「不当な契約の締結を勧誘し、又は締結させる行為」とは、悪質商法などにより消費者に明らかに不利になる商品やサービス等を勧誘し、契約させることである。このような悪質商法による契約額は高額になることから、現金による支払いよりもクレジット利用がほとんどであり、金利によりかなり高額な契約になる。さらに繰り返し契約を行うことで消費者は多重債務に陥ることになりかねない。よって、これらを禁止するものである。

〈第5号イ〉

- 3 「不当な手段で債務の履行を迫り、又は履行させる行為」とは、事業者が契約の締結

により生じた履行義務を、執ように、又は、適正な時間外である早朝や深夜に電話や訪問等で履行を迫り、また、親族や勤務先等に対し履行義務を果たすよう迫ることである。

〈第5号ウ〉

- 4 「明らかに消費者の所得に見合わない契約を複数回にわたって締結させる行為」とは、貸金業等からの金銭の借入れやクレジット利用の繰り返しにより発生した債務が本人の返済能力を超えるにもかかわらず、さらに与信により契約を締結させることを禁止するものである。このような多重債務による消費者信用の不健全性を防止するため、規定するものである。

第16条 生活必需物資の調査等

(生活必需物資の調査等)

第16条 市長は、必要に応じ市民の消費生活に密接な関連性を有する物資（以下「生活必需物資」という。）について、流通機構の実態を調査するとともに、価格の動向及び需要の状況に関する情報の収集に努め、その結果を消費者に提供するものとする。

【趣旨】

本条は、生活必需物資の調査等を定めたものである。

【解釈】

- 1 市長は、市民生活に必要な生活必需物資について、価格の動向や需要状況、流通機構の実態等について情報を収集し、その結果を市民に提供することを定めたものである。
- 2 「消費生活に密接な関連性を有する物資」とは、市民生活に必要と思われる野菜や肉類の生鮮品、生活用品等をいう。

第17条 生活必需物資の供給等の要請

(生活必需物資の供給等の要請)

第17条 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はそのおそれがあると認めたときは、事業者に対し、生活必需物資の供給等その確保及び適正な価格の維持に必要な措置を講ずるよう要請することができる。

【趣旨】

本条は、生活必需物資の供給等の要請について定めたものである。

【解釈】

- 1 市長は、経済情勢の激変などにより急激な生活必需物資の不足や価格高騰が発生し、又は発生する恐れがあると認めたとき、事業者に対して生活必需物資の安定供給や適正な価格での販売等について要請できるとしたものである。
- 2 生活必需物資に係る当該事業者が買占め又は売惜しみににより大量に保有していると認められるときも、同様に適正な価格で売り渡すように要請するものである。

第18条 消費生活協定の締結等

(消費生活協定の締結等)

第18条 市長は、消費者行政の推進に当たって、消費者の信頼を確保するための事業者の自主的な取組を促進するとともに、消費者の権利の尊重、物価の安定及び良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者の団体との間に協定（以下「消費生活協定」という。）を締結することができる。

- 2 市長は、消費生活協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、消費生活協定の締結等を定めたものである。

【解釈】

- 1 市長は、事業者の責務を自主的な努力により改善を促進させ、又事業者の振興を図るため、事業者又は事業者団体と消費生活協定を締結できるとしたものである。
- 2 消費生活協定は、生活必需物資等の価格協定や安定供給、権利尊重などの内容を含む

ものが想定できる。

第 19 条 苦情の処理

（苦情の処理）

第 19 条 消費者は、商品等の内容の欠陥や商品等の取引により著しく不利益を受け、又は受けるおそれのある場合、市長にあつせんその他適切な措置をとることを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出について、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理する消費生活相談の苦情処理体制を整備しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申出を受け、必要があると認めたときは、速やかにあつせんその他適切な措置をとるものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による申出について、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず解決することが困難で、かつ、消費者に著しい影響が生じ、又は生じる可能性があると認めるもの（以下「紛争」という。）を草加市消費生活審議会の調停に付すことができる。

【趣旨】

本条は、苦情の処理及び市長に対する消費者の申出権について定めたものである。

【解釈】

〈第 1 項〉

1 消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が生じていることから、消費者が現に不利益を受け、あるいは受けるおそれがある場合、第 3 条第 4 号に規定する消費者の救済権に基づき、市長に対して苦情の処理を求めることができる申出権を明記するものである。

〈第 2 項〉

2 市長は、市民からの申出を受け、苦情処理を行うため、専門的知見を有する専門の消費生活相談員による消費生活相談を実施するなど苦情処理体制を整えるものとする。次々と発生する新しい消費者問題や消費者関連法の煩雑な改正に対応するため、消費生活

相談員に対しては、研修制度の拡充や情報交換体制の強化、法律実務家との連携など、相談員の資質の向上を図る必要があり、また相談員の一定数の確保と待遇についても考慮する必要がある。

〈第3項〉

3 「あっせんその他」とは、消費生活相談によるあっせん、助言、情報提供等である。

〈第4項〉

4 消費生活相談による消費者と事業者とのあっせんが不調となり、解決困難な事案に対して、裁判外紛争解決機関を草加市消費生活審議会に設けるものである。消費生活審議会及び紛争調停小委員会については、第20条から第25条に規定する。

第3章 消費生活審議会

第20条 設置及び所掌事項

(設置及び所掌事項)

第20条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、草加市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、消費生活に関し必要な事項を調査審議すること。
- (2) 前条第4項に規定する紛争の調停をすること。
- (3) 第33条第2項に規定する公表について意見を述べること。
- (4) 消費生活に関する重要事項について、市長に意見を述べること。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会の設置及び所掌事項を定めたものである。

【解釈】

市民のニーズを迅速かつ的確に把握し、消費者行政に反映させるとともに、本条例を適切かつ効果的に運用するため、市長の附属機関である草加市消費者生活対策委員会を草加市消費生活審議会として改組し、設置するものである。改組にあたり、市長からの諮問に対する答申のみならず、消費者施策に関する新しい重要問題が緊急的に発生した場合に即

時的に対応するため、市長に対して提言できることを規定する。また、消費者と事業者との間で生じた紛争について調停ができるよう規定するものである。

第 2 1 条 組織

(組織)

第 2 1 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 消費者
- (3) 事業者

【趣旨】

本条は、消費生活審議会の組織について定めたものである。

【解釈】

委員会の改組に当たって委員の定数と選出区分について定めるものである。消費生活審議会の定数を 1 0 人以内とし、知識経験者、消費者、事業者の区分で委嘱し、委嘱にあたっては、審議会等の委員の委嘱等に関する基準（平成 1 2 年 4 月 1 日施行）をもって行うものである。第 2 号「消費者」には市民公募枠を含むものとする。

第 2 2 条 任期

(任期)

第 2 2 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会委員の任期を定めたものである。

【解釈】

消費生活審議会委員の任期を2年とし、再任を妨げないとするものである。事務の効率化を考え、任期途中で辞職等をした委員の後任委員の任期は、前任者の残任期間とするものである。

第23条 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会の会長及び副会長について定めたものである。

【解釈】

審議会に役員として会長及び副会長を、委員の互選により置き、それぞれの職務を定めたものである。

第24条 会議

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会の会議について定めたものである。

【解釈】

会議は会長が招集し、委員の過半数の出席により会議が成立するとするものである。また、議事については、出席委員の過半数で決定するものである。

第 2 5 条 紛争調停小委員会

(紛争調停小委員会)

第 2 5 条 会長は、審議会に付託された紛争の調停を行うため、審議会に会長が指名する 3 人以上の委員で組織する紛争調停小委員会を置くことができる。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会に置く紛争調停小委員会を定めたものである。

【解釈】

苦情処理の円滑化を図るため、消費生活審議会内に紛争調整小委員会を設置して、消費者と事業者の紛争について調停を行うことができることとしたものである。小委員会としたのは、審議会委員の全員を招集するよりもあらかじめ指名した少数の委員で行う方が、迅速かつ効率的に紛争処理にあたることが可能となるためである。審議の結果は審議会へ速やかに報告等を行う。審議会内に置くことにより、条例違反等があった場合の事業者に対する勧告や事業者名公表をはじめとする各種決定の迅速化が図られ、消費者苦情案件が施策へ直接反映できるようにしたものであり、より効率的な行政運営を可能とするものである。

第 2 6 条 関係者の出席

(関係者の出席)

第 2 6 条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会の調査権を定めたものである。

【解釈】

消費生活審議会が法令違反等があった場合の事業者に対する勧告や事業者公表などをするにあたって、調査権を定めたものである。審議会や紛争調停小委員会へ事業者や消費者など関係者の出席を求め、決定に先立ちあらかじめ説明や意見を聴き、又は必要な資料提出を求め、独自に適正な判断を行うとするものである。

第 27 条 守秘義務

(守秘義務)

第 27 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会委員の守秘義務を定めたものである。

【解釈】

消費生活審議会委員は、消費者と事業者の紛争や事業者の処分等に直接関与することから、これを法令秘として守秘義務を課すものである。審議する内容には、個人情報、法人情報、審議、検討情報などの他人に知られたくない情報も多く含まれるため、特別に明記するものである。

第 28 条 委任

(委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【趣旨】

本条は、消費生活審議会への委任事項を定めたものである。

【解釈】

条例の定め以外に消費生活審議会の運営に必要な事務処理等については、消費生活審議会が独自にこれを定められるとしたものである。具体的には審査の手続、小委員会の運営や委員選定などがある。

第4章 調査、指導、勧告等

第29条 消費生活モニター

(消費生活モニター)

第29条 市長は、商品等の品質、量目、包装、価格、サービスの内容等について調査し、消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置くものとする。

【趣旨】

本条は、消費生活モニターについて定めたものである。

【解釈】

消費生活モニターについては、本市は昭和45年に要綱により設置しているが、これを条例により設置するものである。市民は不適正な販売活動の監視と通報に協力できるが、消費生活モニターは日常的に消費生活環境の適正化について市民のアドバイザー的な役割と市民の消費生活環境の向上に寄与し、市民の視点から常時監視と連絡を担えるように規定するものである。

第30条 市長に対する申出

(市長に対する申出)

第30条 消費者は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める市の措置が講じられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、市長に対しその旨を申し出て、必要な措置をとるよう求めることができる。

【趣旨】

本条は、市長に対する申出権を定めたものである。

【解釈】

本条例に違反する事業活動が存在し、また市の措置が講じられないために消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、市民である消費者はその違反事実を市長に対して申告し、条例に基づく必要な措置をとるように申し出ることができることを規定したものである。申出は、条例の定めに違反する事業活動の内容や条例の定める措置がとられていない事実などの趣旨に、求める措置の内容、その他参考となる事項とともに、申出人の住所及び氏名等を明記した申出書（施行規則第1号様式）をもって行うものとする。市は、これに対し必要な調査を行い、それが事実であるときは適切な措置を講じる必要がある。これにより、市は責任ある消費者行政を確立しようとするものである。なお、申出書以外での申し出は、消費生活相談として受け付ける。

第31条 不適正な事業行為等の調査

（不適正な事業行為等の調査）

第31条 市長は、事業者が次に掲げる行為（以下「不適正な事業行為等」という。）を行い、若しくは行うおそれがあると認めたとき、又は前条に規定する消費者からの申出があったときは、その実態を調査し、改善指導その他必要な措置をとるものとする。

- (1) 商品等により消費者の生命、身体又は財産を害する行為
- (2) 第11条から第14条までの規定により定めた基準又は事業者が遵守すべき事項に違反する行為
- (3) 第15条に規定する不当な取引行為

【趣旨】

本条は、市長が行う不適正な事業行為等の調査について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、事業者が不適正な事業行為を現に行っているか、若しくは不適正な事業行為を行っている疑いがあるとき、又は第30条に規定する市民からの申出があったときは、市長はその事実を確認するため、調査を実施できるとしたものである。調査に基づき、市長は事業者に対して、改善指導等を行うものである。
- 2 「不適正な事業行為」とは、現に商品等により消費者の生命、身体又は財産を害する行為、表示、計量、包装等又は保証、修理等について事業者が遵守すべき事項を遵守しない行為及び不当な取引行為を指す。
- 3 本条は、不適正な事業行為等の一部又は全部が市民である消費者に対して行われている場合に適用され、事業者の主たる事務所等の所在地が市内にあるか否かを問わない。

第32条 調査の協力要請等

（調査の協力要請等）

第32条 市長は、不適正な事業行為等のおそれがある場合又は第19条第3項の規定によりあっせん等を行う場合において、調査のため必要があると認めたときは、当該事業者に対し、関係資料の提出を求めること又はその職員をして当該事業者の事務所、営業所その他事業所に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、**若しくは**関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）について協力を要請することができる。

2 市長は、前項に規定する協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査への協力を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により、改めて資料の提出又は立入調査について協力を要請するものとする。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、事業者に対し市長が行う調査の協力要請及び立入検査について定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 本条は、市民の安心・安全を確保するため、商品等により消費者の生命、身体又は財産を害する行為、基準等の遵守、不適正な事業行為の中止等の勧告を発するために必要があると認めるときは、市長は不適正な事業行為等をしたと認められる者に対し協力要請書（施行規則第2号様式）により報告を求め、又は市の職員に、その者の建物の立入検査をさせることができるとしたものである。

〈第2項〉

- 2 協力要請に応じない不適正な事業行為等をしたと認められる者に対し、再度協力再要請書（施行規則第4号様式）により理由を付したうえで報告を求め、又は市の職員が立入検査を行うことについて協力を求めるものとしたものである。

〈第3項〉

- 3 立入検査をする職員は、身分証明書（施行規則第3号様式）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第33条 是正等の勧告及び公表

（是正等の勧告及び公表）

第33条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し不適正な事業行為等を是正し、あつせん等又は要請に応ずるよう勧告することができる。

- (1) 第17条又は前条第2項に規定する要請に応じないとき。
- (2) 第19条第3項の規定によるあつせん等が不調のとき。
- (3) 事業者による不適正な事業行為等が行われたと認められるとき。

- 2 市長は、事業者に対し前項の規定による勧告をしたときは、その経過及び事実を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、市長が行う不適正事業者に対する是正の勧告及び事実の公表について定めたものである。

【解釈】

〈第1項〉

- 1 本条は、事業者が第17条に規定する生活必需物資の供給等の要請に対して正当な理由なく拒否しているとき、第32条に規定する立入調査等の要請を正当な理由なく拒否しているとき、不適正な事業をしているおそれがあり、かつ、事業者が第19条第3項に規定する消費生活相談に基づくあっせんに応じないとき又は第31条に規定する不適正な事業を行っているときは、市長は、事業者に対して行政指導の一形態として是正の勧告を行うことができるとしたものである。

〈第2項〉

- 2 市長は、事業者に対して勧告を行ったときは、市民に対して注意を喚起するため、その経過及び事実について公表できることとし、これにより市民の安心・安全を確保しようとするものである。

〈第3項〉

- 3 事実の公表については、その社会的な影響が大きいため、公表の必要性について客観性・公平性を期すため審議会の意見を聴いて行うこととするものである。審議会が判断にあたって、事業者から直接意見を述べる機会を設けても差し支えないこととする。

第34条 国又は他の地方公共団体との相互協力

(国又は他の地方公共団体との相互協力)

第34条 市長は、不適正な事業行為等を行っていると思われる事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、国又は当該区域の地方公共団体の長に対し、必要に応じその状況を通知し、是正の協力又は情報の提供、その他の協力を要請す

るものとする。

- 2 市長は、国又は他の地方公共団体の長から、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為等の是正の協力又は情報の提供、その他の協力の要請があったときは、協力するものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の不適正な事業行為に対する施策の実施に伴って、国又は他の地方公共団体との相互協力について定めたものである。

【解釈】

- 1 事業者の活動は、市域を越えて展開されることがあり、事業者による不適正な事業行為等に対する施策を実施する場合、条例の地域的効力の限界など、市の努力だけでは足りるものではない。そこで、本条は、市長が、必要に応じて国又は他の地方公共団体に協力を求め、適正な事業行為を図るよう定めたものである。また、相互協力として、国又は他の地方公共団体から協力を求められたときは、積極的な協力を行うよう規定したものである。

第 35 条 委任

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、施行規則は市規則によることを定めたものである。

【解釈】

この条例の施行について必要な事項は、統一的に定める必要があるため、市長が規則で定めるものである。

附則 施行期日等

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に草加市消費者保護条例第22条の規定により委嘱された委員は、第21条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、同条例第22条の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日、経過措置を定めたものである。

【解釈】

<第1項>

この条例の施行期日は、平成19年10月1日である。

<第2項>

この条例の施行の際、現に委嘱されている草加市消費生活対策委員会委員について、そのまま草加市消費生活審議会委員として委嘱されているとみなすものである。

平成19年8月28日市民生活部長決裁